

日本コミュニケーション障害学会 学会発表奨励賞内規

第1条 学会発表奨励賞の設立

日本コミュニケーション障害学会（以下、本学会とする）は、年次総会学術講演会において優れた研究を発表した正会員・学生会員（研究グループにおいては筆頭発表者である正会員・学生会員）に、研究の将来への発展を奨励するため「日本コミュニケーション障害学会発表奨励賞（以下、学会発表奨励賞とする）」を贈る。

第2条 学会発表奨励賞の金額

1 件あたり 5 万円の研究奨励金を贈る。

第3条 学会発表奨励賞選考委員会

1) 学会発表奨励賞の選考のため、学会発表奨励賞選考委員会（以下、奨励賞選考委員会とする）を設ける。

2) 奨励賞選考委員会は次の者をもって組織する。

- ・ 理事長
- ・ 常任理事 5 名
- ・ 理事長が任命した 15 名以内の理事またはその他の会員

第4条 選考の方法

1) 奨励賞選考委員会の各構成員は、発表された全演題の中から 3 演題以内を選考委員会へ推薦する。

2) 1) の結果は各構成員に通知され、各構成員は 1) で推薦された演題の中から 2 演題以内を推薦理由を付けて再度審査委員会へ推薦する。

3) 奨励賞選考委員会の常任理事構成員は、2) で推薦された発表演題の中から原則として 2 件を選出する。

第5条

学会発表奨励金は学会賞基金から拠出する。

第6条

原則として 5 年間は同一の者に重ねて学会発表奨励賞を授与しない。なお、学会発表奨励賞と研究助成金の重複授与も行わない。

第7条 学会発表奨励賞の表彰

学会発表奨励賞の表彰および研究奨励金の授与は、次年度の総会において行う。

第8条 選考基準は別に定める細則による。

第9条 本内規の改廃は常任理事会の審議を経て理事長が行う。

附則 本内規は 1998 年 1 月 1 日より発効する。

附則 本内規は 2006 年 9 月 3 日に改正した。

附則 本内規は 2009 年 4 月 11 日に改正した。

附則 本内規は 2013 年 9 月 22 日に改正した。

附則 本内規は 2017 年 2 月 19 日に改正した。

日本コミュニケーション障害学会発表奨励賞選考細則

1. 奨励賞選考委員会
 - (ア) 奨励賞選考委員会の委員長は理事長をもってあてる。
 - (イ) 奨励賞選考委員会の構成員が、選考の対象となる演題の発表者もしくは共同発表者である場合は、審査に関与しないものとする。
2. 選考手順
 - (ア) 選考にあたっては、次の観点から評定する。
 - ・ 研究の独創性
 - ・ 研究の方法・技術
 - ・ 研究成果のコミュニケーション障害学、コミュニケーション障害臨床等への寄与
 - (イ) 奨励賞選考委員会委員長は、推薦の結果を一覧表にまとめ、奨励賞選考委員会に提出する。
 - (ウ) 奨励賞選考委員会は、推薦の結果をもとに審議し、委員の多数決をもって受賞演題を決定する。
 - (エ) 奨励賞選考委員会で受賞に該当する演題がないと判断された場合は、その年度の授賞は行わない。